

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

## アメリカ合衆国（証券コード：-）

### 【据置】

外貨建長期発行体格付	A A A
格付の見通し	安定的
自国通貨建長期発行体格付	A A A
格付の見通し	安定的

### 格付事由

- (1) 格付は、高度に発展した産業基盤、科学技術と企業の先進性、豊富な食糧・エネルギー生産力、外交・安全保障・経済金融面の卓越した地位、ドルの基軸通貨としての役割、などにより支えられている。足元の米国経済は、全般的に改善している。FRBは15年12月のゼロ金利解除から1年ぶりの16年12月に利上げを決定、17年には3月と6月に2度利上げを実施した。インフレ率は依然目標の2%を下回るが、資源価格低迷など一時的な要因が剥離すればインフレは中期的に2%に近づくとみられる。17年1月に発足したトランプ政権は、政権発足後TPP脱退やパリ協定からの脱退など選挙公約に掲げていた措置を実現、現在は税制改革やインフラ投資の拡大などの公約実行に注力している。トランプ大統領は連邦政府債務の上限の17年12月までの引き上げと暫定予算の実施について議会指導部と合意し、政府機関の閉鎖や債務不履行を当面回避できる見通しとなった。今後の政策遂行は議会との協力関係が鍵となるが、議会と政権のねじれは解消されており、両者間での一定の協力関係が期待される。JCRはこれらを踏まえて格付を据置き、見通しを安定的とした。
- (2) アメリカ合衆国（米国）は、人口3.2億人、名目GDPが世界最大の18.6兆ドル、一人当たりGDPが5.7万ドルに達する（16年）。産業基盤は、農業、鉱業、製造業、サービス業等の様々な分野で高度化が進んでおり、米国企業は高い技術力・革新性を有し、国際的な競争力も高い。近年シェールガス・オイルの生産が急速に拡大しており、原油と天然ガスの生産量はそれぞれ世界第3位・第1位で、天然ガスは11年以来自給を達成している。圧倒的な経済力と軍事力とを背景に、外交・安全保障・経済金融等の様々な分野で世界をリードしており、通貨ドルは国際的な基軸通貨である。
- (3) 16年の米国経済は、住宅投資および設備投資の鈍化を主因に実質GDP成長率1.6%と前年よりやや減速した。17年については、1-3月期は前期比年率換算で1.2%と減速したものの、4-6月期は同2.6%と回復している。金融政策の目標指標となる民間消費支出デフレーターの上昇率は16年末1.62%で、インフレーション・ターゲットの2%を下回り17年6月には1.42%とさらに低下している。連邦公開市場委員会（FOMC）はゼロ金利解除から1年が経過した16年12月に一時的要因が剥離すればインフレ率は上昇に向かうとして利上げを決断、17年に入って3月と6月の2度にわたり金利を引き上げ、現在のFF金利誘導目標を1.0~1.25%としている。FRBは08年の金融危機後の量的緩和で膨らんだ保有資産の縮小も検討しており、6月の声明で「経済情勢が予測通り推移すれば、年内にバランスシートの正常化に着手する」と表明した。JCRは、米国経済の推移と金融政策の運営を見定めてゆく。
- (4) 連邦政府の財政赤字は、16年度（15年10月から16年9月）にはGDP比3.1%となり、前年の2.6%から若干拡大した。連邦政府債務（政府内相互保有分を除く）もGDP比で15年度末の73%から16年度末の76%まで上昇した。トランプ政権が5月下旬に公表した予算教書には10年間で3.6兆ドルという大幅な支出削減を盛り込む一方で、法人税・個人所得税の減税、相続税の廃止が想定されている。予算の編成・承認権限を有する議会が、大統領予算教書の内容を踏まえてどのような18年度予算を編成するのか、注目される。政府債務上限引き上げについては17年9月末の上限を同12月まで暫定的に引き上げると共

に暫定予算措置をとることでトランプ大統領と議会指導部の間で合意が成立し、政府機関の閉鎖や債務不履行を当面回避できる見通しとなった。議会多数派政党と政権のねじれ状況は解消されているが、税制改革を含む財政政策の運営、インフラ投資拡大、オバマケアの廃止、金融規制や環境規制の具体的緩和などについて、トランプ政権がどの程度その意図する政策を実現できるかは、議会とどのような協力関係を構築できるかに大きく左右される。JCR は、両者間の関係が財政政策運営やその他の経済政策の実施にどのような影響を与えるのか、注目してゆく。

(担当) 増田 篤・田村 喜彦

#### 格付対象

発行体：アメリカ合衆国(United States of America)

#### 【据置】

対象	格付	見通し
外貨建長期発行体格付	AAA	安定的
自国通貨建長期発行体格付	AAA	安定的

## 格付提供方針に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2017年9月7日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：増田 篤  
主任格付アナリスト：増田 篤
3. 評価の前提・等級基準：  
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ（<http://www.jcr.co.jp/>）の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」（2014年1月6日）として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：  
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ（<http://www.jcr.co.jp/>）の「格付関連情報」に、「ソブリン・準ソブリンの信用格付方法」（2014年11月7日）として掲載している。
5. 格付関係者：  
（発行体・債務者等） アメリカ合衆国（United States of America）
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：  
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。  
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。  
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：  
・ 格付関係者が公表した経済・財政運営方針などに関する資料および説明  
・ 経済・財政動向などに関し中立的な機関が公表した統計
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：  
JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、発行体または中立的な機関による対外公表という、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. 非依頼格付について：  
本件信用格付は格付関係者からの依頼に基づかない信用格付である。国に対する信用格付である場合を除き、依頼に基づく格付と区別するため格付記号の後に「p」を表示している。格付関係者からは、信用評価に重要な影響を及ぼす非公表情報を入手していない。
10. JCRに対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

### 留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいて行っており、JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

### NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ（<http://www.jcr.co.jp/en/>）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

### 本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

## 株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル